

議案第 8 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和 8 年 3 月31日をもって解散することによる千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

(14) 削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に改め、同表第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。